（消費税法の一部改正）

第四条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　国外事業者　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者である個人事業者及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第四号（定義）に規定する外国法人をいう。

第二条第一項第八号の次に次の四号を加える。

八の二　特定資産の譲渡等　事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

八の三　電気通信利用役務の提供　資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号（定義）に規定する著作物をいう。）の提供（当該著作物の利用の許諾に係る取引を含む。）その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であつて、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

八の四　事業者向け電気通信利用役務の提供　国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、当該電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

八の五　特定役務の提供　資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の政令で定める役務の提供（電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）をいう。

第二条第一項第十二号中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、同項第十三号中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、同条第二項中「おいて」を「おいて」に、「行為」を「行為（当該行為のうち、電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）」に改め、同条第三項中「おいて」を「おいて」に、「行為」を「行為（当該行為のうち、他の者から受ける電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）」に改める。

第四条第一項中「資産の譲渡等」の下に「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項において同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第三項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第三号に掲げる場合において、同号に定める場所がないときは、当該資産の譲渡等は国内以外の地域で行われたものとする。

第四条第三項第一号中「その他の」の下に「資産でその所在していた場所が明らかでないものとして」を加え、同項第二号中「提供である場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、「運輸、通信その他国内及び国内以外の地域にわたつて行われるものである場合その他の」を「国際運輸、国際通信その他の役務の提供で当該役務の提供が行われた場所が明らかでないものとして」に改め、同項に次の一号を加える。

三　電気通信利用役務の提供である場合　当該電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所（現在まで引き続いて一年以上居住する場所をいう。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地

第四条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　特定仕入れが国内において行われたかどうかの判定は、当該特定仕入れを行つた事業者が、当該特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、前項第二号又は第三号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

第五条第一項中「課税資産の譲渡等」の下に「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三十条第二項及び第三十二条を除き、以下同じ。）及び特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ。）」を加える。

第八条第六項中「第一項の規定の適用を受けるため、事業者が経営する販売場で、」を「次に掲げる要件の全てを満たす事業者（」に、「の適用を受けない場合において」を「により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）の経営する販売場であつて、」に改め、同項に次の各号を加える。

一　現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

二　次項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

第八条に次の三項を加える。

8　事前承認港湾施設内に臨時販売場（国内及び国内以外の地域にわたつて行われる旅客の輸送の用に供される船舶に乗船する旅客に対し、物品を譲渡するために期間を定めて設置する販売場をいう。）を設置しようとする事業者（第六項に規定する輸出物品販売場を経営する事業者に限る。）が、当該臨時販売場を設置する日の前日までに、当該臨時販売場を設置しようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した届出書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該期間に限り、当該臨時販売場を同項の規定による許可を受けた輸出物品販売場とみなして、第一項から第四項までの規定を適用する。

9　前項に規定する事前承認港湾施設とは、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項（定義）に規定する港湾施設（同条第六項の規定により港湾施設とみなされるものを含む。）のうち、前項の規定の適用を受けようとする事業者が、政令で定めるところにより、あらかじめその納税地を所轄する税務署長の承認を受けた場所をいう。

10　第六項に規定する輸出物品販売場の許可に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条第一項及び第四項、第九条の二第一項、第十条第一項及び第二項、第十一条、第十二条第一項から第六項までの規定、第十二条の二第一項及び第二項並びに第十二条の三第一項中「課税資産の譲渡等に」を「課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに」に改める。

第十三条の見出し中「資産の譲渡等」の下に「又は特定仕入れ」を加え、同条に次の一項を加える。

2　法律上特定仕入れを行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その特定仕入れに係る対価の支払をせず、その者以外の者がその特定仕入れに係る対価を支払うべき者である場合には、当該特定仕入れは、当該対価を支払うべき者が行つたものとして、この法律の規定を適用する。

第十五条第六項中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同条第八項中「課税期間」と、」の下に「同項各号中」を加える。

第二十条から第二十五条までの規定中「資産の譲渡等」の下に「及び特定仕入れ」を加える。

第二十八条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同項ただし書中「第四条第四項第二号」を「第四条第五項第二号」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「又は」を「、第二項又は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第四条第四項各号」を「第四条第五項各号」に改め、同項第一号中「第四条第四項第一号」を「第四条第五項第一号」に改め、同項第二号中「第四条第四項第二号」を「第四条第五項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定課税仕入れに係る消費税の課税標準は、特定課税仕入れに係る支払対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）とする。

第三十条第一項中「行う課税仕入れ」の下に「（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第三十二条から第三十六条までにおいて同じ。）若しくは特定課税仕入れ」を加え、「及び」を「、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額（当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。